

高校生の皆さんへ アルバイトで得た収入は、 あなたの将来のために使えます

高校へ通う皆さんの中には、放課後や夏・冬・春休みの時間を使ってアルバイトをしている、あるいはしようと考えている人もいるかと思います。勉強と両立しながら働くことにより、お金の大切さや人との関わりを学び、社会のルールを実際に体験できる機会になることでしょう。

アルバイトで得た収入の多くは、あなたの手元に残ります！

アルバイトで得た収入は、すべてが家庭の生活保護費の計算に影響するわけではありません。「控除（こうじょ）」という仕組みにより、一定の金額はそのままあなたの手元に残すことができ、あなた自身のために使えます。

【控除の種類】

控除の種類	どんなもの？	あなたにとっての意味
基礎控除	働くために必要な経費 (昼食代、身だしなみなど)	収入が増えるほど、基礎控除額も増えます 頑張った分、手元に残るお金も増えます
20歳未満 控除	高校生など20歳未満の人への 特別な配慮	一定額が必ず差し引かれます(定額)
交通費等	アルバイト先への交通費など、 実際にかかったお金	実費分がそのまま手元に残ります

【具体例で見てみよう】《例：アルバイトで5万円の収入があった場合》 ※令和8年4月基準

50,000円	アルバイトで得た収入
－ 18,400円	基礎控除(収入額・家庭内で働いている人数により異なる)★
－ 11,900円	20歳未満控除(定額)★
＝ 19,700円	収入として認定される金額(生活保護費に影響する部分)
★ 30,300円	あなたの手元に残るお金

⇒この例では、50,000円のうち 30,300円はそのままあなたが使えるお金です。

本来は収入として認定される分の金額も、認定せずに将来のために貯めておくこともできます！

以下の目的に使いたい場合には、事前に福祉事務所に届け出ることによって、具体例の場合の19,700円を収入として認定せず、お金を貯めておくことができます。必ず、事前に担当者に相談してください。

裏面に続きます

- 高校在学中の経費
 - ・ 修学旅行費など、生活保護制度では支給されない費用
 - ・ 学習塾代、クラブ活動費など（福祉事務所が支給できる限度額を超える分）
- 高校卒業後の経費
 - ・ 就職に必要な自動車運転免許の取得費用
 - ・ 大学・専修学校・各種学校の受験料・入学金
 - ・ 就職・就学による引越しに必要な費用
 - ・ 就職活動に必要な費用
 - ・ 海外留学に必要な費用
 - ・ 国や地方自治体からの奨学金の返済

アルバイトをしたら、必ず届け出をしてください！

福祉事務所に事前に届け出ることによって、一定額を控除し手元に残すことができます。

Q. なぜ届け出が必要なのですか？

生活保護制度では、皆さんの家庭が1か月生活するのに必要とされる金額を定めて、そこから給料や手当などの収入を引き、それでも足りない分を生活保護費として毎月支給しています。

生活保護費を正しく計算するために、働いた日数や給料が少なくても、収入の届け出は必ず行ってください。

Q. 届け出の方法を教えてください

給与明細など収入金額のわかる書類、収入申告書を合わせて、毎月提出してください。

（収入申告書の用紙は福祉事務所に用意してあります。）

Q. 届け出をしないとどうなりますか？

届け出をしないで後から収入が発覚した場合には、次のような不利益が生じます。

① **控除が認められなくなります**

全額 50,000 円が収入として認定され、本来手元に残せた 30,300 円は控除されません。

② **多く受け取っていた生活保護費を全額返還しなければならなくなります**

不正な受給として、差額分の全額返還が求められます。

③ **法律による処罰の対象になる場合があります**

生活保護法・刑法の規定により、処罰を受けることがあります。

※ アルバイト先の会社は、従業員の税金情報（給与支払報告書など）を税務署に提出します。

毎年、税金の情報からアルバイト収入の未申告が発覚するケースが起きていますので、控除を受けるためにも必ず福祉事務所への収入申告を忘れないでください。

《届け出・相談の窓口》

- ・ わからないことや不安なことがあれば、一人で悩まずに担当者へ気軽にご相談ください。
- ・ アルバイトが決まったら、まずは福祉事務所の担当者にご連絡ください。